

# 商法・会社法体系対比表

商 法			会 社 法		
<b>第1編 総則</b>			<b>第1編 総則</b>		
第1章 法 例	(第1条 - 第3条)	→	第1章 通則	(第1条 - 第5条)	→
第2章 商 人	(第4条 - 第8条)		第2章 会社の商号	(第6条 第9条)	
第3章 商業登記	(第9条 - 第15条)		第3章 会社の使用人等	(第10条 第20条)	
第4章 商 号	(第16条 - 第31条)		第4章 事業の譲渡をした場合の競業の禁止等	(第21条 第24条)	
第5章 商業帳簿	(第32条 - 第36条)				
第6章 商業使用人	(第37条 - 第45条)				
第7章 代理商	(第46条 - 第51条)				
<b>第2編 会社</b>			<b>第2編 株式会社</b>		
第1章 総 則	(第52条 - 第61条)	→	第1章 設立	(第25条 - 第103条)	→
第2章 合名会社	(第62条 - 第145条)		第2章 株式		
第1節 設 立	(第62条 - 第67条ノ2)		第1節 総則	(第104条 第120条)	
第2節 会社ノ内部ノ関係	(第68条 - 第75条)		第2節 株主名簿	(第121条 第126条)	
第3節 会社ノ外部ノ関係	(第76条 - 第83条)		第3節 株式の譲渡等	(第127条 第154条)	
第4節 社員ノ退社	(第84条 - 第93条)		第4節 株式会社による自己の株式の取得	(第155条 第179条)	
第5節 解 散	(第94条 - 第115条)		第5節 株式の併合等	(第180条 第187条)	
第6節 清 算	(第116条 - 第145条)		第6節 単元株式数	(第188条 第195条)	
第3章 合資会社	(第146条 - 第164条)		第7節 株主に対する通知の省略等	(第196条 第198条)	
第4章 株式会社	(第165条 - 第456条)		第8節 募集株式の発行等	(第199条 第213条)	
第1節 設 立	(第165条 - 第198条)	第9節 株券	(第214条 第233条)		
第2節 株 式	(第199条 - 第230条ノ9)	第10節 雑則	(第234条 - 第235条)		
第3節 会社ノ機関	(第230条ノ10 - 第280条)	第3章 新株予約権			
第1款 株主総会	(第230条ノ10 - 第253条)	第1節 総則	(第236条 - 第237条)		
第2款 取締役及取締役会	(第254条 - 第272条)	第2節 新株予約権の発行	(第238条 第248条)		
第3款 監査役	(第273条 - 第280条)	第3節 新株予約権原簿	(第249条 第253条)		
第3節ノ2 新株ノ発行	(第280条ノ2 - 第280条ノ18)	第4節 新株予約権の譲渡等	(第254条 第272条)		
第3節ノ3 新株予約権	(第280条ノ19 - 第280条ノ39)	第5節 株式会社による自己の新株予約権の取得	(第273条 第276条)		
第4節 会社ノ計算	(第281条 - 第295条)	第6節 新株予約権無償割当て	(第277条 第279条)		
第5節 社 債	(第296条 - 第341条ノ18)	第7節 新株予約権の行使	(第280条 第287条)		
第1款 総 則	(第296条 - 第318条)	第8節 新株予約権に係る証券	(第288条 第294条)		
第2款 社債権者集会	(第319条 - 第341条)	第4章 機 関			
第3款 転換社債	(第341条ノ2 - 第341条ノ7)	第1節 株主総会及び種類株主総会	(第295条 第325条)		
第6節 定款ノ変更	(第342条 - 第351条)	第2節 株主総会以外の機関の設置	(第326条 第328条)		
第6節ノ2 完全親会社	(第352条 - 第374条)	第3節 役員及び会計監査人の選任及び解任	(第329条 第347条)		
第1款 株式交換	(第352条 - 第363条)	第4節 取締役会	(第348条 第361条)		
第2款 株式移転	(第364条 - 第374条)	第5節 取締役会	(第362条 第373条)		
第6節ノ3 会社ノ分割	(第373条 - 第374条ノ31)	第6節 会計参与	(第374条 第380条)		
第1款 新設分割	(第373条 - 第374条ノ15)	第7節 監査役	(第381条 第389条)		
第2款 吸収分割	(第374条ノ16 - 第374条ノ31)	第8節 監査役会	(第390条 第395条)		
第6節ノ4 資本ノ減少	(第375条 - 第380条)	第9節 会計監査人	(第396条 第399条)		
会社ノ整理	(第381条 - 第403条)	第10節 委員会及び執行役	(第400条 第422条)		
解 散	(第401条 - 第416条)	第11節 役員等の損害賠償責任	(第423条 第430条)		
清 算	(第417条 - 第456条)	第5章 計 算 等			
削 除	(第457条 - 第478条)	第1節 会計の原則	(第431条)		
外国会社	(第479条 - 第485条ノ2)	第2節 会計帳簿等	(第432条 第444条)		
罰 則	(第486条 - 第500条)	第3節 資本金の額等	(第445条 第452条)		
		第4節 剰余金の配当	(第453条 第458条)		
		第5節 剰余金の配当等を決定する機関の特則	(第459条 第460条)		
		第6節 剰余金の配当等に関する責任	(第461条 第465条)		
		第6章 定款の変更	(第466条)		
		第7章 事業の譲渡等	(第467条 第470条)		
		第8章 解 散	(第471条 第474条)		
		第9章 清 算	(第475条 第574条)		
<b>第3編 商行為</b>			<b>第3編 持分会社</b>		
第1章 総 則	(第501条 - 第523条)	→	第1章 設立	(第575条 第579条)	→
第2章 売 買	(第524条 - 第528条)		第2章 社員	(第580条 第589条)	
第3章 交互計算	(第529条 - 第534条)		第3章 管理	(第590条 第603条)	
第4章 匿名組合	(第535条 - 第542条)		第4章 社員の加入及び退社	(第604条 第613条)	
第5章 仲立営業	(第543条 - 第550条)		第5章 計算等	(第614条 第636条)	
第6章 問屋営業	(第551条 - 第558条)		第6章 定款の変更	(第637条 第640条)	
第7章 運送取扱営業	(第559条 - 第568条)		第7章 解 散	(第641条 第643条)	
第8章 運送営業	(第569条 - 第592条)		第8章 清算	(第644条 第675条)	
第9章 寄 託	(第593条 - 第628条)		第1章 総 則	(第676条 第701条)	
第10章 保 険	(第629条 - 第683条)		第2章 社債管理者	(第702条 第714条)	
		第3章 社債権者集会	(第715条 第742条)		
<b>第4編 海商</b>			<b>第5編 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転</b>		
第1章 船舶及び船舶所有者	(第684条 - 第704条)	→	第1章 組織変更		→
第2章 船 員	(第705条 - 第736条)		第1節 通則	(第743条)	
第3章 運 送	(第737条 - 第787条)		第2節 株式会社の組織変更	(第744条 - 第745条)	
第4章 海 損	(第788条 - 第799条)		第3節 持分会社の組織変更	(第746条 - 第747条)	
第5章 海難救助	(第800条 - 第814条)		第2章 合併		
第6章 保 険	(第815条 - 第841条)		第1節 通則	(第748条)	
第7章 船舶債権者	(第842条 - 第851条)		第2節 吸収合併	(第749条 第752条)	
			第3節 新設合併	(第753条 第756条)	
			第3章 会社分割		
			第1節 吸収分割	(第757条 第761条)	
		第2節 新設分割	(第762条 第766条)		
		第4章 株式交換及び株式移転			
		第1節 株式交換	(第767条 第771条)		
		第2節 株式移転	(第772条 第774条)		
		第5章 組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転の手續			
		第1節 組織変更の手續	(第775条 第781条)		
		第2節 吸収合併等の手續	(第782条 第802条)		
		第3節 新設合併等の手續	(第803条 第816条)		
		第6編 外国会社	(第817条 第823条)		
		第7編 雑 則			
		第1章 会社の解散命令等	(第824条 第827条)		
		第2章 訴訟	(第828条 第867条)		
		第3章 非訟	(第868条 第906条)		
		第4章 登記	(第907条 第938条)		
		第5章 公告	(第939条 第959条)		
		第8編 罰 則	(第960条 第979条)		
		附 則			